

交通ルールを学ぶ

新セーフティクラブ誕生

寺戸町北永田

市内で第四番目のセーフティクラブが、寺戸町の北永田地区に誕生した。お母さんと子どもが一緒に、お遊戯などを楽しみながら、楽しく交通ルールを学ぶこの集いには、少しでも悲惨な交通事故がなくなればという、願いがこめられています。

寺戸町北永田地区のセーフティクラブの発会式は、四月十九日午後二時から、北永田集会所で約六十名出席のもと行われました。発会式は、まず、市民部長などのあいさつ、婦交さんからセーフティクラブの団旗が、同クラブの世話人である葛井さんに手渡されたあと、実際の交通ルールの学習に入りました。

「はじまりの歌」を合唱しながらの軽い体操で、体をほぐしてから、出席者全員が大きな声で自己紹介をしました。

続いて、婦交さんの指導のもと、子どもは、はめ絵でお遊び、お母さんは、子どもの交通事故を防止するうえでの注意点をききました。



楽しく交通ルールを学ぶ子どもたち

向日市の歴史

弥生文化は淀川をさかのぼって

弥生時代…その一

米作の技術と、弥生式土器と鉄器を持って、朝鮮半島から人々が渡って来たのは、今から二千二百年くらい前、中国では、漢の高祖が秦に代って、天下を統一した頃のことであった。

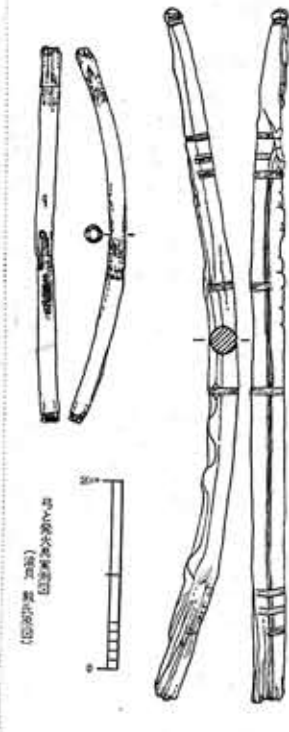
米作技術は急速に東に波及し、山城の国へも、淀川に沿って高槻の安濃から、長岡京市の古市へ、そして鶏冠井の八反田や森本の人もいた。



第3向陽小学校の方へ、ひろがってきた。

こんなことがわかったのも、昭和三十五年の名神高速道路や東海道新幹線の建設工事現場を見回っている時に発見したものであった。

それ以前は、山城の弥生遺跡はごく少ししか知られておらず、しかもその伝播経路も丹波から丹波を経ては、いって来たとするもの、近江の方から来たとするものなど、色々な推定をする人もいた。



これも、昭和三十五年以後の発見によって瀬戸内海から、淀川をさかのぼって東北進し、京都盆地の西南の方へまたどりつたことがわかった。

いま向日市の各部落に、弥生時代の遺構をみることもできるが、特に鶏冠井地区は、長岡京時代の遺構の漆塗りの長弓と銅鏃を発見し、中山のもとまで届けられた。

正確なことは、やはり京文 中山修一氏

軽自動車税が改正

昭和51年度分から実施

- 総排気量が〇・〇五リットル以下、定格出力が〇・六キロワット以下のもの…六百五十円
- 総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下、または定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの…千円

必ず受給手続きを

新年度の福祉年金

現在、福祉年金を受けている、五月期の年金を受けていない方は、至急に、市保険年金課まで、福祉年金証書の提出をお願いします。

このように年金ですら所得の制限などがあり、受け取れない方がたくさんいます。また、七十歳以上の方で五十年所得の制限などから、福祉年金を受けることができない、向日市老人福祉年金を受けていた方も、同じように届がないままから、お忘れのないようご注意ください。

詳細は、保険年金課までお問い合わせ下さい。 電話九三二一一一

下水道豆辞典

下水道の種類

下水とは、流域下水道、公共下水道、都市下水道、洛西浄化センターが、小川などの桂川合流点左岸の地域に設置され、そこで化学的に処理され、桂川に放流されます。

児童手当支給通知 児童手当の支給通知の方法が、五十一年四月一日から変更されました。

計量器検査を実施 必ず受けて下さい 業務用(取引または証明)のはかりの定期検査を五月十二日から十四日の期間、時間はいずれも午前十時から午後三時まで、市役所で行われます。

51年度高齢者教室 市教育委員会社会教育課では、昭和五十一年度の高齢者教室の会員を、つぎの要領で募集します。お気軽にご参加下さい。



家庭不用品 ゆずり合い 取り次ぎコーナー

(ゆずります)		(ゆずってください)	
子ども用ぞうり	1件	応接セット	4件
オープン	2件	換気扇	1件
プロパン用コンロ	1件	セミダブルベット	1件
五月人形(かぶとセット)	1件	オープン	1件
おもちゃ	1件	石油ストーブ	2件
ガス乾燥器	1件	オルガン	6件
温風器	1件	ペビーパギー	3件
剣道着	1件	カセットラジオ	1件
電気ストーブ	1件	ミシン	1件
ガス温風ヒーター	1件	婦人用自転車	7件
バイク(50CC)	1件	美容器具スタイラー	4件
ダブルベッド	1件		
ホットカーラー	1件		
ステレオ	1件		
		小型金庫	2件
		歩行器	1件
		二段ベッド	3件
		焼肉器	1件
		ペビーキャリア	1件
		ふみ机	1件
		三輪車	1件
		冷蔵庫	1件
		乳母車	2件
		ミニサイクル	1件

あなたの家で、まだ十分使用できるのに不用になった物はありませんか。捨てるまえに、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3カ月間です。右の品物は、現在登録されているものです。お問い合わせは、市民安全課まで。 電話931-1111